

舞根森里海研究所施設利用規程

第1条（目的）

舞根森里海研究所（以下「研究所」という）は、水産業の復興支援、水産技術開発、環境教育、海洋教育、環境研究、地域コミュニティー拠点形成に資することを目的とする。

第2条（施設の管理運営）

施設の管理運営は特定非営利活動法人 森は海の恋人（以下「NPO 法人 森は海の恋人」という）が行うものとし、事務は同法人事務局（以下「事務局」という）が所掌するものとする。

第3条（使用する対象者）

第1条の目的活動に関わる団体及び個人

第4条（利用内容）

- （1）牡蠣やアサリ等の人工採苗、養殖技術の開発、貝毒検査、貝毒発生メカニズムの解明と対策の検討
- （2）体験学習
- （3）企業・海外研究生や大学ゼミナールの受け入れと環境教育
- （4）学協会のシンポジウム・勉強会、現場見学会
- （5）森里海連環学に関する調査研究
- （6）自治会の会合、進水式などの神事・祭事、イベント等
- （7）その他、上記利用に関連する各種活動

第5条（使用時間）

研究所は原則として 9:00～17:00 まで使用できるものとする。

2. 必要があると認めるときは使用時間を変更することができるものとする。
3. 休館日は別途定めるものとする。

第6条（使用受付）

使用を希望する者は、事前予約のうえ、使用日の7日前までに使用申込書を提出する。

2. 前項の予約は原則として、使用日の1年前から受け付けるものとする。
3. 使用日時が重複した場合は、事務局で調整により決定する。

第7条（使用方法）

使用に当たっては、設備及び機器等を破損しないよう注意するものとし、使用後は片づけ、清掃を実施し、現状に復帰しなければならない。

また、研究所を利用する者は、別途定める『管理安全マニュアル』に基づいて調査・研究を行わなければならない。

第8条（事故防止）

使用者は、事故防止のため、安全管理に努めるものとする。

第9条（使用料の徴収）

研究所の運用及び維持のため発生する諸費用に充当することを目的に、使用者から使用料を徴収することができる。

2. 使用料は別途定める。（別紙：舞根森里海研究所施設使用料表）
3. 次の場合については、使用料を免除するものとする。

公益財団法人 日本財団が使用する場合

第10条（損害賠償）

使用者及び使用者が招集した来所者が研究所の設備及び機器等を破損した場合は弁償しなければならない。

第11条（協議）

本規程に定めるもののほか、施設利用について疑義や問題が生じた場合には、使用者と事務局で協議して解決を図るものとする。